

クレジット利用歴は 大切なプライバシー。 だから厳重にお守りします。

クレジット利用情報は、みだりに他人に知られたりしてはならないみなさまの一人ひとりの大切なプライバシーです。CCBとその会員会社は、次のような事項を厳守することで、みなさまのプライバシーをしっかりとお守りしています。

- CCBに登録されているクレジット情報の利用は、CCB会員会社だけに限られています。
- クレジット情報は、みなさまからのクレジット申し込みの内容が、ご返済などに無理のない範囲のものであるかどうかを判断する参考資料として利用することだけに限定されています。
- 登録されているクレジット情報を、ご本人以外の第三者に知らせることはできません。
- 登録されているクレジット情報の管理にあたっては、厳重な機密保持が図られ、漏洩や滅失、改ざんなどを防ぐため、細心の安全対策がとられています。

CCB会社概要

社名 株式会社シーシービー
本社 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号
セントラルプラザ7F
TEL. (03) 3513-4400 (代表)
消費者専用フリーコール 0120-4400-29
設立 昭和54年8月17日
事業内容 消費者信用取引にかかわる個人信用情報の収集・管理・提供

みなさまのクレジット
利用情報はこのようにして
登録されています。

クレジットのお申し込みとご利用情報の登録は、
みなさまの同意に基づいて行われています

CCBの会員会社でクレジットのお申し込みや契約をされる際、申込書類や契約書をよくご覧ください。そこには必ず、クレジット利用情報の登録等についての規約が書かれています。

これらの書面にみなさまが署名・捺印することによって、みなさまのクレジット利用情報がCCBに登録されることの同意が行われています。従って、お申し込みやご契約にあたっては、規約の内容をぜひお読みになることをお勧めします。

CCBには、次のような内容の情報が
会員会社を通じて登録されています

- ①ご本人に関する事項
氏名、生年月日、自宅電話番号、住所、勤務先
- ②クレジットのご契約内容
契約日、商品名、契約の形態、契約金額、返済回数
- ③ご返済の記録
ご利用残高、完済月、ご返済状況

それぞれの情報は、一定の期間が過ぎると
自動的に削除されます

情報の登録期間は次の通りです。

- ①クレジットを申し込まれたという情報は申込日から6ヶ月間
- ②現在ご契約中であるという情報はご契約期間中
- ③ご返済を完了されたという情報は完了日から5年間
- ④ご返済が遅れた場合などの情報は、その事実が発生した日から5年間（一部7年間）

情報開示申込書・紛失盗難情報登録申込書（郵送申込用）は、
次の方法で入手できます。

- ご案内に従って操作してください。
- ① テレホンサービス 0120-4400-29
 - ② ホームページ <http://www.ccbinc.co.jp>
 - ③ FAXサービス（フッシュ回線） 03-3639-0707

もし、ご自分の
クレジット情報の内容を
お知りになりたいときは。

情報の「開示」という手続きをおとってください

ご自分のクレジット利用情報がCCBに登録されているかどうか、その内容はどうなっているかなどをお知りになりたいときは、「情報開示」という制度をご利用ください。

開示の方法はテレホンサービスでご案内いたします。

万一、情報の内容に疑問や間違いがあったときは、
直ちにお申し出ください

開示を受けた情報に疑問があったり、事実と異なっているときは、CCBまでお申し出ください。その情報を登録した会員会社に調査を行います。

その結果、登録内容が事実と異なっていることが判明すればその情報を訂正いたします。

受付

CCBテレホンサービス（24時間受付）
フリーコール 0120-4400-29
オペレータの問合せ受付時間は、月～金曜日
（祝祭日・年末年始を除く）
10:00～12:00 / 13:00～16:00です

申込方法

来社または郵送（郵送による開示等の申込は、本社にて承ります。）
所定の申込書に必要事項を記入して申込

申込書 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号
送付先 セントラルプラザ7F クレジット相談室

必要書類

来社の場合：運転免許証・パスポート・外国人登録証明書の内、いずれか1点または健康保険証・印鑑証明書・住民票・社員証・学生証・各種年金手帳の内、いずれか2点

郵送の場合：運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・健康保険証・社員証・学生証・各種年金手帳の内、いずれか1点の写しに加えて印鑑証明書または住民票の原本の計2点

手数料

500円（郵送申込の場合、郵便局発行の小為替証書）

あなた、またはご家族の
クレジットについての
ご相談は。

大事な証明書類等を紛失した…紛失・盗難手続き

あなたが持っている運転免許証、パスポート、健康保険証等大事な証明書類を紛失したりまたは盗難にあったとき、これらの書類が悪用されることを未然に防止できるよう会員会社に対しCCBを通じて行う手続きです。

受付 申込方法

「開示」と同じ

必要書類

運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・健康保険証・印鑑証明書・住民票・社員証・学生証・各種年金手帳の内、いずれか1点

手数料

500円（郵送申込の場合、郵便局発行の小為替証書）

新たな借入れを自粛したい…与信自粛手続き

あなた、またはご家族が多重的な債務を負って生活に支障があるとき、会員会社に対してCCBを通じ新たなクレジット（与信）を行わないよう働きかけ（申し出）をするための手続きです。

受付 申込方法

「開示」と同じ

必要書類

運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・健康保険証・社員証・学生証・各種年金手帳の内、いずれか1点の写しに加えて印鑑証明書の計2点

手数料

500円（郵送申込の場合、郵便局発行の小為替証書）